令和8年度　第4回　滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和８年８月２５日

資料No.　１　滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て　……Ｐ１
（滋賀県労働組合総連合）

資料No.　２　2026年度滋賀県最低賃金に関する異議申出書　……Ｐ３
（コープしが労働組合）

資料No.　３　2026年度滋賀県最低賃金答申に対する異議申出書　……Ｐ５
（全滋賀教職員組合　滋賀県公立高等学校教職員組合　滋賀県障害児学校教職員組合）

資料No.　４　2026年度滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申出　……Ｐ７
（滋賀県医療労働組合連合会）

資料No.　５　最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)　……Ｐ９

資料No.　６　検討小委員会報告(写)　……P11

2026年８月25日

滋賀労働局長　様

滋賀県労働組合総連合
議　長　衛藤　浩司
住所　〒520−0051　滋賀県大津市梅林１丁目3-30
電話　077-521-2536

滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

滋賀地方最低賃金審議会は、８月７日、今年度の滋賀県最低賃金の改定について、現行の1,080 円を 56 円引き上げて１,１36 円にすると答申しました。この答申は生活するに届かない低額にとどまっており、大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について再審議すべきです。あまりに低い水準であることから、私たちは最低賃金法 12 条の規定に基づき、以下の理由を添えて異議を申し立てます。

１．はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議委員と労働局長をはじめ事務局の皆様に敬意を表します。

物価高騰や経済状況・地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうとは思います。

昨年に続き答申文に入れられた 4 点の要望については、この間私たちが求めていたことと大筋で一致します。ぜひ国はこの内容を受け止め最大限努力してください。

２．あまりに低すぎる水準

しかしながら、この最低賃金額は、労働者、県民の願い・要求からかけ離れており、１日８時間、週 40 時間働いても、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。ひと月の労働時間を 173.8 時間で計算した場合、月額は 197,437 円（1,080 円×173.8 時間）年額で 2,369,242 円です。月 150 時間では月額 170,400 円、年額 2,044, 800 円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法１条）」、や「…労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする（最賃法１条）」と定める理念には届いておらず、生きることが脅かされる水準です。８時間労働を守れないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、働いても、働いてもなお生活が苦しい状況です。暮らしの選択肢を狭めざるを得ない水準と言えます。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさは年々より大きくなっています。

滋賀労働局
滋労基収　第　号
8.8.21

３．審議の公開を

審議会事務局の労働局と審議会は結論を導いた議論過程を全面公開すべきです。しかし、内容はごく一部にとどまっており、はなはだ不十分です。傍聴していても何がどうなって決まったのか全く分かりません。しかし、新聞報道では会長はじめ各委員の声が掲載されています。ぜひ、会議場で記録に残るように発言されたらどうでしょうか。公的な会議ですから一般の県民にもわかるような運営をすべきです。例えば、冒頭でこれまでの経過を説明し、双方の主張を説明するなど、それぞれが代表としての役割を果たしているかどうか、一般の県民が評価できるようにすべきです。会議を公開対象にするのは民主的な運営をしていることのアピールになります。部分的な公開や一部しか公開しないことになるとかえって疑いが出ます。

私たち労働組合や弁護士会の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力が長年全く見えません。委員一人ひとりから結論へたどり着いた理由を聞きたいと強く願います。少なくとも議事要旨にどの委員がどのように発言したかを記載すべきです。労働者委員・使用者委員はそれぞれ組織を代表した上で、労働局に選ばれ審議に参加されていると考えます。賛否とその理由、重視した根拠、今後の展望を表明されて当然だと考えます。しかし、労働局は採決の場面についてすら報道に撮影するなと制限しています。一体、だれの利益を守っているのか疑問でなりません。守るのであれば最賃近傍で働かざるを得ない労働者の利益を最優先で守ってください。すべての県民、とりわけ最賃近傍で働く労働者が知り得て当然の情報です。言うまでもなく最低賃金額の決定は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものです。結論に至る肝心の審議を公開せず“密室”で決められては、理解のしようがありません。これは私たちが望む大幅引き上げが実現するときでも当然同様です。審議の一層の公開を強く求めますし、密室審議の結果は受け入れがたいと言わざるを得ません。

４．審議を尽くすべき

滋賀でも専門部会や本審を延長して議論すべきす。また、議事録が出ていませんので、当組合からの傍聴者が見た限りですが、採決では労働者委員全員が反対に挙手していました。これでは審議会の議論が機能しているとは言えません。経営側や物わかりの言い公益側の納得だけであり、労働者の願いは反映されていないと理解します。いたずらに発効日を遅らせるのはあってはなりませんが、そうでない範囲で審議をやりなおすべきです。強く求めます。

５．終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を 56 円引き上げ、1,136 円とするとした答申については生活するに届かない低額にとどまったことについて大変不服です。近年の引き上げについて不十分だったと考えますが、これまでの勢いを大きく損なうものです。また、審議の公開の不十分さについても問題があると考えます。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について改めて検討し、展望を示すべきです。せめて次年度につながるよう目安より積み増しをすすめた地域に続く判断をすべきだと申しあげ、再審議を強く求めます。

以上

資料２

2026 年 8 月 20 日

滋　賀　労　働　局
局長　田代　良文　様

コープしが労働組合
執行委員長　山田　博也

2026 年度滋賀県最低賃金に関する異議申出書

2026 年 8 月 7 日、滋賀地方最低賃金審議会にて 56 円引き上げの 1,136 円という答申が示されました。私たちコープしが労働組合は、情勢を踏まえ異議申し立てを行うものです。

記

１．最低賃金の大幅な引き上げ広がる地域間格差の是正を

私たち労働者は、働く事で賃金を得ることでしか生計を立てていくことができません。「8 時間働けば人間らしく暮らせる賃金」が、私たちにとっての「生計費」です。

今年度の目安額は、去年より低い 56 円（5.2%）で、全国平均 1,176 円（昨年 1,121 円）となり、全国加重平均 55 円（4.9%）です。目安額を上回る引上げ額を示さなければ地域間格差は縮まりません。しかも、最高額（東京 1,226 円）と滋賀県（1,136 円）との差も 90 円もの格差があります。都市も地方も関係なく生計費はほぼ同じです。生計費に地域間格差がない中で、地域によって最低賃金に違いがある事は、労働力の地方からの流出につながり、地方経済を疲弊するだけです。最低賃金が地方によって異なることは納得できません。地域間格差を解消、全国一律制にし、最低賃金は働けば暮らせる水準に引き上げさせるために、優先して実現させるべきです。全労連が全国で実施してきた最低生計費試算調査では、物価高騰もあり、1,800 円以上はどの地域でも必要であること、人間らしく暮らすための生計費には地域差がないことを明らかにしています。この目安では、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという、最低賃金法の目的を果たすことはできません。

２．最低賃金の大幅な引き上げには中小企業への公的な支援が欠かせない

企業側は、経営は改善傾向にあるとしながら、「依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる」と企業の支払い能力の困難さを強調しました。最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（直接な財政支援）（税や社会保障負担の軽減、大企業との適正取引の実現支援）などが不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小企業支援策などを国や県に強く提言するべきだと考えます。

滋賀労働局
滋労基 収 発　第　号
8.8.21

3．透明性がある地方審議会の構築を

私達、コープしが労働組合が加盟する滋賀県労連は一貫して排除され、この物価高騰のもとで生活実態におかれているエッセンシャルワーカーや非正規労働者も選出されていません。また、審議会においては公労使がどのような審議を経て答申を出されたのか全く分かりません。また、専門部会は非公開となっており、審議は極めて不透明な状況にあります。非常に大きな問題です。情勢との関係でも、十分な審議がなされたかどうかのチェックが例年以上に重要になってきています。「知る権利」という点からも、審議の全面公開を引き続き求めていき、貴審議会は、公正かつ広範な労働者から選出するよう強く求めるものです。

以　上

2026 年度 滋賀県最低賃金答申に対する異議申出書
― 子どもを育てながら、安心して働ける賃金を ―

滋賀県最低賃金を現行の 1,080 円から 56 円引き上げ、1,136 円とする答申が示されました。今回の引上げ幅については一定評価します。しかし、物価高騰が続き、暮らしの厳しさが増している今、私たちは最低賃金審議会委員に問います。時給 1,136 円で働く親が、子どもを安心して育てられるのでしょうか。

■子育ての現実

特に考えていただきたいのが、母子家庭の暮らしです。令和５年年度の滋賀県の調査によれば、母子家庭の母親の年間就労収入は平均 250 万円で、200 万円未満の人が 39.2％（約４割）を占めています。そのほとんどが非正規雇用で頑張って働いています。それでも、家賃、食費、光熱費、交通費、医療費などを負担しながら、子どもの生活を支えています。

子どもが病気になれば仕事を休まなければならない。学校行事があれば勤務を調整しなければならない。子どもの帰宅時間に合わせて残業を断ることもある。「もっと働けば収入が増える」と簡単には言えません。子育てには、働く時間だけでなく、子どもと過ごし、支えるための時間的ゆとりも必要です。

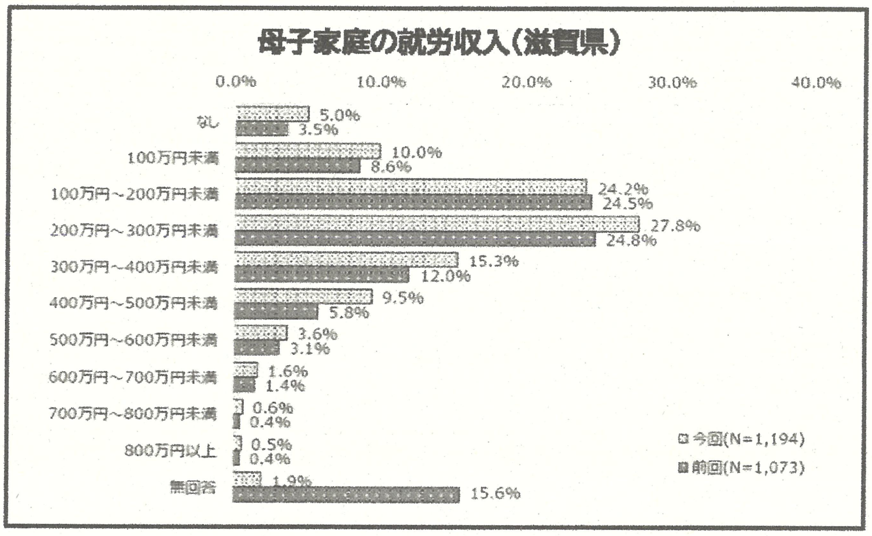

（滋賀県子ども家庭支援課：「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」）

■1,136 円で暮らせるか

最低賃金 1,136 円で１日８時間、月 20 日働いた場合、月収は約 18 万２千円、年間では約 218 万円です。これは税金や社会保険料を差し引く前の金額です。さらに、ここから家賃、食費、光熱費、交通費などを払い、さらに子どもの制服、教材、通学、部活動、学校行事、進学などの費用を負担します。

物価が上がる中で、親が食費や衣服を削り、冷暖房を我慢し、自分の受診さえ後回しにして家計を維持している家庭もあります。そして親の我慢だけでは足りなくなったとき、しわ寄せを受けるのは子どもです。「部活動を続けたい」「進学したい」と願う子どもに、「お金がないから我慢して」と言わなければならない。そんな状況を、家庭の責任として片づけてよいのでしょうか。

■「最低」ではなく「安心」を

今回の審議資料にある滋賀県人事委員会が作成した大津市における一人あたりの標準生計費（R7.4）121,860 円がそもそも最賃水準を下回っていないのか、また 18～19 歳単身世帯の生活保護費（R6）145,646 円が比較対象として適切なのかなど、いくつかの疑問が残ります。

滋賀労働局
滋労基収受 第 号
8.8.21

具体的には、子育て世代の母子家庭の場合、例えば、大津市在住 35 歳子ども 2 人(中学生・小学生)、家賃 5 万の世帯の生活保護費の目安は、約 20 万円になり、決して生活保護水準を上回っているとは言えないのではないでしょうか。

最低賃金を考えるときには、こうした生活実感を伴った具体例をベースにおいていただきたいのです。生活保護に頼ることなく「母子家庭の母親が働くことで、子どもを育てながら安心して暮らせるのか」という問いが必要です。子育てには、食事や住まいを確保するだけでなく、子どもの話を聞く時間、病気のときにそばにいる時間、学校生活を支える時間、将来について一緒に考える時間が必要です。だからこそ最低賃金は、単に「生きていくための最低限の金額」ではなく、親が子どもとの時間を大切にしながら、無理なく働いて子育てできる水準であってほしいのです。

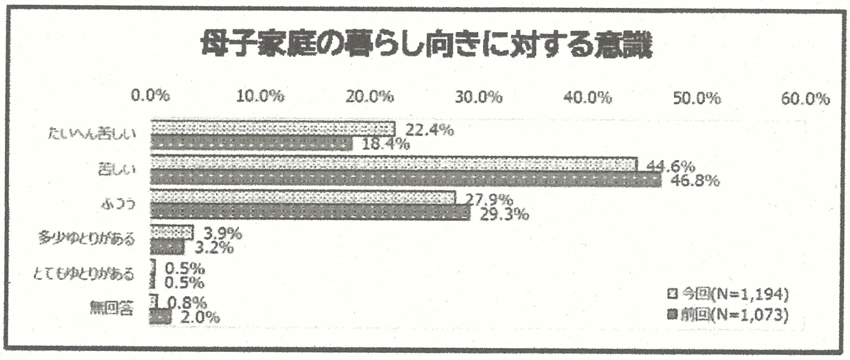

■子どもの未来のために

子どもは、生まれる家庭を選ぶことができません。親の雇用形態や所得によって、食事や生活だけでなく、部活動や進学、将来の夢まで左右される社会を、そのままにしてよいのでしょうか。子どもの貧困をなくすためには、給付や教育費への支援とともに、子どもを育てる親が、働くことで安定した生活を築ける賃金を得られることが不可欠です。

そのためにも最低賃金を引き上げる必要があります。同時に、中小企業に負担を集中させないよう、国や県による賃上げ支援や価格転嫁対策を強化し、適正な価格と適正な賃金によって地域経済を支える仕組みをつくることも求められます。

■答申の再検討を

以上のことから、私たちは 1,136 円とする答申について、子どもを育てる家庭の生活実態を踏まえて再検討することを求めます。最低賃金は、「生活できるかどうか」のぎりぎりの線ではなく、「子どもを育てながら、無理なく働き、安心して暮らせる」水準でなければなりません。

働けば、子どもを安心して育てられる。それは特別な願いではなく、誰もが求めてよい当たり前の暮らしです。その当たり前を滋賀県で実現するため、最低賃金のさらなる引上げを強く求めます。

2026 年 8 月 20 日

全滋賀教職員組合　執行委員長　角 哲郎
滋賀県公立高等学校教職員組合　執行委員長　奥田 平
滋賀県障害児学校教職員組合　執行委員長　小阪 一三

資料４

2026年８月25日

滋賀労働局長
田代　良文様

滋賀県医療労働組合連合会
執行委員長　浜田　美子
住所　大津市長等1-1-35　**電話番号**　077-525-6134

２０２６年度滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申出

８月７日、滋賀地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を56円引き上げ、1136円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条２項および同法施行規則第８条の規定に基づき異議を申し出ます。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、急激な物価高騰への対応、世界情勢の不安定さから資材不足を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。
政府は、医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から2024年度から賃上げ支援策を実施し、2025年度には補正予算内で処遇改善策、2026年度には30年ぶりの水準となる診療報酬の引き上げと処遇改善のための介護報酬・障害福祉等報酬の臨時改定を行いましたが、すべてのケア労働者の大幅賃上げにはつながっていません。それどころか、他産業では3期連続で５％台の賃上げが実施されるなかで、医療・介護・福祉労働者の賃上げは追い付かず、全産業平均賃金との格差が拡大しています。とりわけ収入が低く抑えられている非正規雇用労働者においては、十分な補償制度もなく、物価高の影響が日々のくらしを直撃しています。こうした情勢の下で、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。つきましては、今年度の滋賀県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

１．　全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給1700円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、答申となっています。

２．　私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。同じ専門職でありながら、働く県によって賃金格差が8～9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

３．　以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額1700円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以　上

滋賀労働局
滋労基収受　第　号
8.8.21

資料５

㊢

滋労発基 0825 第 2 号
令和 8 年 8 月 25 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長　　木下　康代　殿

滋賀労働局長
田 代 良 文

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合、全滋賀教職員組合・滋賀県公立高等学校教職員組合・滋賀県障害児学校教職員組合、滋賀県医療労働組合連合会から最低賃金法第11条第２項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

㊢

令和８年８月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長　　木 下 康 代　殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長　木 下 康 代

滋賀県紡績業，化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和８年８月７日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県紡績業，化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金について全会一致に至らなかったので必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
片山　聡	相澤　三千代	池田　健
木下　康代	榎並　典朗	大日　陽一郎
松田　有加	平井　孝史	水野　透

㊢

令 和 ８ 年 ８ 月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会
　　会長　　木 下 康 代　殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長　木 下 康 代

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和８年８月７日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
片山　　聡	相澤　三千代	池田　健
木下　康代	榎並　典朗	大日　陽一郎
松田　有加	平井　孝史	水野　透

写

令和８年８月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長　　木 下 康 代　殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長　木 下 康 代

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和８年８月７日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
片山　聡	相澤　三千代	池田　健
木下　康代	榎並　典朗	大日　陽一郎
松田　有加	平井　孝史	水野　透

㊢

令和８年８月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長　　木 下 康 代　殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長　木 下 康 代

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和８年８月７日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
片山　　聡	相澤　三千代	池田　健
木下　康代	榎並　典朗	大日　陽一郎
松田　有加	平井　孝史	水野　透

写

令和８年８月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会
会長　　木 下 康 代　殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長　木 下 康 代

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和８年８月７日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
片山　聡	相澤　三千代	池田　健
木下　康代	榎並　典朗	大日　陽一郎
松田　有加	平井　孝史	水野　透

㊢

令和８年８月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会
　会長　木 下 康 代　殿

滋賀地方最低賃金審議会
特別検討小委員会
委員長　木 下 康 代

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和８年８月７日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金について全会一致に至らなかったので必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
片山　聡	相澤　三千代	池田　健
木下　康代	榎並　典朗	大日　陽一郎
松田　有加	平井　孝史	水野　透